

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証の更新

8月1日から使用する被保険者証は、7月20日以降に発送します。

※今年度は10月1日より2割負担が施行されるため、2回に分けての発送となります。

発送日	有効期限
7月20日以降	8月1日～9月30日
9月21日以降	10月1日 ～令和5年7月31日

自己負担割合

住民税課税所得が145万円以上の方は、自己負担割合が3割負担の被保険者証となりますが、次の要件を満たす場合には、1割負担に変更となります。

- ・同一世帯の被保険者が1人で383万円未満
- ・同一世帯の被保険者が2人以上で520万円未満
- ・同一世帯の被保険者が1人で383万円以上であっても、世帯内に70歳以上74歳以下の方がいる場合、その方の収入も含めて520万円未満

左記の要件に該当する方で、3割の保険証が交付されている方は、市民課までお問い合わせください。

限度額適用認定証の交付

所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。

また、世帯の全員が住民税非課税である所得区分が低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。該当する場合は申請してください。

なお、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当し、過去に認定証の交付を受けたことがある方には、認定証を保険証に同封します。

■申し込み・問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証は、8月1日に更新となります。7月20日以降に新しい被保険者証を世帯主の方に送付します。現在お使いの被保険者証は、8月1日以降に市民課へ返却いただくか、ご自身で破棄してください。

臓器提供意思表示

被保険者証の裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けています。臓器提供に関する意思の記入は任意ですが、記入の有無に関わらず、個人情報保護シールを貼ってご使用ください。

被保険者証の窓口交付

7月下旬に仕事や旅行などで長期不在になる場合、事前にお申し込みをいただければ、直接窓口で交付します。※世帯全員分を交付します。個人分のみ交付することはできません。

■申込期限 7月8日(金)

■交付期間 7月20日(水)～

■必要なもの

本人確認書類(免許証など)、印鑑

■申し込み・問い合わせ先 市民課 ☎(32)8895

石橋総合病院の特定健診・がん検診(一部)・人間ドック予約受付休止

広報4月号掲載の特定健診・がん検診(大腸・肺・胃ABC・内視鏡)・人間ドックについて、石橋総合病院は、新型コロナウイルスの影響により予約受付を休止しています。再開日時は未定です。詳細は医療機関に直接お問い合わせください。

■問い合わせ先 石橋総合病院 ☎(53)1134

特定健診や人間ドック費用助成に関すること

市民課 ☎(32)8895

がん検診に関すること

健康増進課 ☎(32)8905

令和3年中に家屋を取得された方へ

7月は、令和3年中に新築、増築、または改築により家屋を取得した方に、不動産取得税が課税されます。

納税通知書が届いた方は、納期限までに納税通知書裏面に記載されている方法で納税してください。

■納期限 7月29日(金)

■問い合わせ先

県税事務所不動産取得税担当

☎0282(23)3413

